

山形県県土整備部所管業務委託に係る条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県県土整備部が所管する業務委託について、一般競争入札（条件付）（以下「条件付一般競争入札」という。）の実施に関し、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 本実施要領により請負契約を締結することができる業務委託は、山形県県土整備部が所管する建設工事に関する測量、設計、調査及びコンサルタントに関する業務委託（以下「建設工事関連業務」という。）及び建設工事関連業務以外の業務委託（以下「一般業務」という。）のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用のないもの（山形県県土整備部建設工事関連業務委託における共同設計方式実施要領の対象業務を除く。）とする。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する者に付する資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 山形県競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 入札参加資格確認時から開札（ただし、落札決定が保留された場合は当該落札決定の時）までの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出の日から当該業務の工期までの間に、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。)

(6) 当該業務を所管する課長等（以下「所管課長」という。）が別に資格を定める場合には、当該資格を有する者であること。

(7) 前号の資格は、財務規則及び業務委託入札参加資格設定基準（別紙１）に基づき設定すること。

（入札参加資格の決定）

第４条 所管課長は、前条第６号の入札参加資格を定めようとする場合は、入札参加者選定等審査会（以下「審査会」という。）に付議するものとする。ただし、定めようとする入札参加資格が、各部局長等が別に定める入札参加資格と同一である場合は、審査会への付議は要しないものとする。

（入札の方法）

第５条 入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。ただし、事前に契約担当者の承諾を受けた者は、電子入札システムに代え、書面により入札することができる。

２ 書面での入札を承諾する基準については、「山形県電子入札に係る書面入札承諾基準」で定める。

（入札の公告）

第６条 所管課長は、条件付一般競争入札を実施しようとするときは、財務規則第115条の規定により公告するものとする。

２ 前項の公告は、標準公告例（別紙２）に準じて作成するものとする。

３ 公告期間は、公告の日から開札日までとする。

（入札説明書の交付）

第７条 所管課長は、前条の規定による公告と同時に入札説明書の内容をインターネットを利用して閲覧に供するものとする。ただし、一時的にインターネットを利用できない入札参加者から交付の申出がなされた場合には、当該参加者に対し電磁的記録媒体に記録して貸し出すものとする。

２ 前項の入札説明書は、標準入札説明書例（別紙３）に準じて作成するものとする。

（入札参加資格確認申請）

第８条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（電子入札システムによる申請書又は様式第１号。添付書類を含む。）に必要事項を記入し、業務の実績が入札参加資格として定められている場合には業務の実績を証する書類（様式第２号）を添付の上、公告に定めるところにより当該申請書を提出しなければならないものとする。

２ 申請書の受付期間は、原則として、公告の日を含め６日以上（山形県の休日を定める条例（平成元年３月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。ただし、設計金額が１千万円未満の業務にあつては公告の日を含め４日以上（県の休日を除く。）とし、設計金額が５千万円を超える業務にあつては公告の日を含め11日以上（県の休日を除く。）とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、５日以内に限り短縮することが出来る。なお、この場合でも公告日を含めて３日以上（県の休日を除く。）とすること。

(入札参加資格の審査方式)

第9条 前条の申請書に基づく申請者の入札参加資格の審査は、開札後に最低価格の入札者から行い、適格の場合に落札決定する方式（事後審査方式）によるものとする。

(設計図書の閲覧及び貸出し)

第10条 所管課長は、希望者に対して、入札の公告の日から入札書受付期間最終日までの期間（以下「閲覧期間」という。）、当該業務に係る仕様書、図面及び設計書（以下「設計図書」という。）をインターネットを利用して又は書面により閲覧させるものとする。

なお、書面により設計図書を閲覧させる場合の閲覧期間については、県の休日を除くものとする。

2 所管課長は、希望者に対して、必要に応じ閲覧期間内（県の休日を除く。）に、設計図書の貸出しを行うものとする。

(設計図書及び入札説明書に対する質問)

第11条 入札の公告の日以降、入札参加希望者から設計図書又は入札説明書に関する質問がなされた場合には、所管課長は、回答書（電子入札システムによる回答又は様式第5号）を作成し、速やかに閲覧に供するものとする。

なお、書面入札の承諾を得た者は、持参又は書留郵便により任意の書面を用いて質問の提出を行うことができる。

2 質問の受付期限は入札書の受付開始日の3日以上前とし、回答期限は入札書の受付開始日の前日までとする。ただし、これにより難しい場合は所管課長が適宜定めることができる。

(書面による入札)

第12条 書面入札の承諾を得た場合は、持参又は書留郵便による提出を認めるものとし、この場合、入札書受付期間最終日（当該日が県の休日の場合は直前の平日とする。）の指定時刻までの到達を求めるものとする。

なお、入札書受付期間最終日の指定時刻まで到達しない書面による入札書は無効とする。

2 所管課長は、持参又は書留郵便により提出された入札書を、開札までの間、厳重に保管し、開札の時に入札を執行する者が開封する。

(落札者の決定方法)

第13条 入札を執行する者は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格の入札者について入札者の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、文書決裁の上、当該入札者を落札者に決定するものとする。

2 審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。

3 入札を執行する者は、入札者の入札参加資格に疑義が生じた場合は、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。

4 低入札価格調査を適用する業務にあたっては、調査基準価格を下回る最低の価格の入札者につい

て調査の結果、不適格と判断された場合は、落札者としな

5 前項の規定による場合は、低入札価格調査を落札者が決定するまで順次繰り返すものとする。

6 前各項における審査の結果は、落札者を決定するまで公表しない。

7 落札者の決定は、開札日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。

（入札結果及び入札参加資格確認結果の通知）

第14条 入札を執行する者は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札決定した旨を速やかに入札者全員に通知するものとする。

また、書面による入札を行った者（開札に立ち会った者を除く。）に対しては、所管課長は書面（任意様式）により落札者の氏名又は名称及び住所並びに落札金額を通知するものとする。

2 入札を執行する者は、前条の規定による入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないと認められた者については、その結果を電子入札システム又は書面（入札参加資格不適格通知書（様式第3号））により通知するものとする。

3 落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、資格確認結果の通知に代えるものとする。

4 第2項により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果通知の日から起算して4日以内（県の休日を除く。）にその理由についての説明を求めることができるものとする。

5 前項により説明を求めた者に対して、所管課長は、説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に電子入札システム又は書面（入札参加資格がないと認めた理由に係る説明書（様式第4号））により回答するものとする。

（入札の無効）

第15条 第6条の公告により示した入札参加資格を有しない者の行った入札は無効とする。

2 落札決定が保留された場合において、当該落札決定までに前項の資格を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

（その他）

第16条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じ、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年7月1日以後に入札公告を行う案件から適用する。